

第6回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年2月19日（月）13:30～14:10

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館12階共用1203会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

林参事官、川渕企画官

原子力規制庁

安全規制調整官 米山弘光氏

安全審査官 柏木智仁氏

安全規制調整官 寒川琢実氏

主任監視指導官 菊川明広氏

技術研究調査官 関根将史氏

4. 議 題

(1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）

(2) 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）

(3) その他

5. 配付資料

(1-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

(1-2) 関西電力株式会社高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

(2-1) 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2

号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取について

(2-2) 九州電力株式会社川内原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)の概要について

参考資料

(1) 関西電力(株)高浜発電所1・2(3・4)号炉の特定重大事故等対処施設に係る審査について

(2) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉重大事故等に対処するための蓄電池の運用変更について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、第6回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)について(諮問)原子力規制庁からです。二つ目が九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)について(諮問)原子力規制庁からです。三つ目がその他です。

本日の会議は、14時を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、議題の1でございます。議題の1は、関西電力高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可の諮問でございます。これに関しまして、原子力規制庁より米山安全規制調整官及び柏木安全審査官にお越しいただいておりますので、御説明をよろしくお願いいたします。

(米山氏) 原子力規制庁の実用炉審査部門、安全規制調整官の米山でございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、資料1-1でございますけれども、関西電力株式会社高浜発電所の1、2、3、4号発電用原子炉施設の設置許可の変更というものでございます。

具体的に申し上げますと、後ほど、資料の1-2でも出てまいります。特定重大事故等対処施設の設置を行うものでございます。

この特定重大事故対処施設の設置につきましては、高浜3、4号、あるいは川内1、2号、伊方3号機に続きまして、今回が4例目ということでございます。

それで、戻っていただきまして、資料 1 - 1 から御説明させていただきたいと思います。

まず、本件につきましては、28 年 1 月 22 日に関西電力から申請があったものでございます。

それで、私どもの審査の結果でございますけれども、炉規制法の 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用いたします同法 43 条の 3 の 6 の 1 項各号のいずれにも適合しているというふうにも認められますので、同法 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用いたします同法 43 条の 3 の 6 の 3 項の規定に基づきまして、同条第 1 項第 1 号、平和の利用に関する部分でございますけれども、貴委員会の意見を求めるというものでございます。

資料 1 - 1 の 2 枚目の別紙でございますけれども、二つ目のパラグラフから御説明させていただきたいと思います。

「本件申請については」というところでございますが、発電用原子炉の使用の目的、商業発電用でございますけれども、これを変更するものではないということ。

それから、使用済燃料につきましては、再処理等拠出金法に基づきます拠出金の納付先であります使用済燃料再処理機構から委託した、法に基づいて指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うということを原則といたしまして、再処理されるまでの間は、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないということ。

それから、海外において再処理が行われます場合には、再処理等拠出金法の下で、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者におきまして実施いたします海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと。

そして、上記以外の取扱いを必要とする場合には、既に許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

以上から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと考えたものでございます。

続きまして、資料 1 - 2 で変更の概要ということでございます。

申請（1、2、3 及び 4 号）となつてございますが、発電所全体で 3、4 号設備、1、2 号設備と、運用上、一部利用し合うものもありますので、そうした表題になってございますが、実質的には、高浜 1、2 号機の特定重大事故等施設の設置というものでございます。

(3) の変更内容でございますけれども、第 5 号の発電用原子炉及び附属施設の位置、構

造及び設備、それから10号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設、体制の整備に関する事項、これが特重設備の設置に伴って変更になるというものでございます。

この2ページ目には、参考として、発電所の全体の配置図が書いてはございますけれども、特定重大事故等の設備につきましては、記載することができませんので、既存の施設のみの配置となっております。参考に付けさせていただきました。

(米山氏) よろしいでしょうか。

それで、意見聴取は平和利用についてでございますけれども、参考資料といたしまして、パワーポイントの資料を設けさせていただいております。

簡単に御紹介いたしますと、2ページ目には、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特重施設を設けるということを要求しているということでございます。

それから、経過措置というのがございまして、本体の設備の工事計画の認可の日から5年以内ということでございます。

それから、3ページ目には、特定重大事故施設の概要、法令上の要求事項を書いてございます。

例えば、第2条でございますけれども、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納施設の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものというのが、特定重大事故等対処施設でございます。

それから、設備の概要といいますか、イメージが5ページ目に、ポンチ絵でございますが、記載してございます。それぞれ原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能からサポート機能、それから、関連する減圧弁、あるいは配管等、そうしたものが設置されるというものでございます。

それから、審査結果の中の、例えば、7ページでございますけれども、4. 航空機衝突ということで、例えば2. の衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定ということで、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突に対しまして、特定重大事故等対処施設が同時に、あるいは連続的に破損するということを防ぐために有効な手段として考えられます物理的障害物となる地形を利用したり、あるいは地下埋設したり、あるいは同じような機能を持った設備を分散配置したり、そうした考え方を利用しているということを確認したものでございます。

最後でございますけれども、9ページ目の格納容器損傷防止対策の有効性の確認ということで、あるシナリオを想定したときに、100TBqを放出量として下回るということを確認するわけでございますけれども、約7.5TBqということで、それを下回ることを確認したというものでございます。

特定重大事故設備の概要につきまして、私からの説明は以上でございます。声が小さくて恐縮でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

結論的には、発電用原子炉の使用目的の変更をするものではない、使用済燃料について、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はない、プルトニウムの海外への移転、あるいは国内への持ち帰りについても、政府の承認を得るという方針に変更はない、そのほかについても、方針に変更はないということで、この発電用原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないものと認められますので私はこれで結構だと思います。

質問ですがこの地図、2ページ目に特重の施設は書いていないわけですね。

(米山氏) はい、そうです。

(佐野委員) つまりテロというか、核セキュリティの観点から、対外的に知らずことが不適當だということだと思いますけれども、例えば頂いたパワポの資料の6ページ、7ページ辺りに、大型航空機の故意による衝突というテロが想定されてますね。

ここで評価対象となる範囲、つまり特重の施設、この建屋設備の機能が喪失しないということが確認されたと言い切っていますけれども、この検討過程はなかなか機微な情報なので、政策的にといいますか、出せないと思うのですが、差し支えない範囲で、どういう形でこれを確認したのでしょうか。

つまり、これは大型航空機を故意にテロリストがぶつけてきても大丈夫なのだということが国民が安心する良いニュースなのですが、差し支えない範囲でどのように確認されたのか教えていただきたい。

(米山氏) まず、大型航空機でございますけれども、7ページに書いてある範囲がお答えできる範囲ということになってしまうわけですが、例えば発電所の補助建屋と同時に衝突しないように、例えば距離をおくですとか、あるいは同じ機能の設備を複数、非常に離れたところに分散して置くとか、あるいはそうでない設備については、飛行機が衝突した場合で

も、その中に入っている設備について、機能を喪失しない。要するに頑健であるということ
を、それぞれ評価したというものでございます。

具体的にどの設備がどこにあるかということまでは、申し上げられないのですけれども、
そういったパターンになります。

(佐野委員) テロたちは原子炉を狙ってくるだろうと、でも、実際、特重のこの施設というの
は、離れたところにあると、こういうことでしょうか。

(米山氏) 例えば特重施設を狙ってくれば、原子炉建屋には当たらないということです。

(佐野委員) 当たらない。

(米山氏) 例えばですけど。

(佐野委員) 逆もそうでしょう。原子炉を狙ってきた場合。

(米山氏) 逆もそうです。ここで隔離距離と書いていますけれども、原子炉建屋と特重施設が
同時に破損することを防ぐものです。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

特に異論はございません。ただ、ちょっと教えてほしいのは、高浜の方ですけれども、変
更の内容というところで、これは「昭和44年12月に設置許可を受け」とありますが、か
なり古いですね。

(米山氏) 一番最初ですね。

(中西委員) いつから稼働し始めたのですか。

(米山氏) 高浜の1、2号機が稼働したのは、その後の工事計画の認可の後、工事ということ
がありますので……ちょっと待ってくださいね。営業運転開始が1号機で1974年11月、
手元にある、74年11月となっています。

(中西委員) ありがとうございます。そうするともう40年が経過しているということになり
ますか。2014年が40年です。

(米山氏) 40年ですかね。

(中西委員) 正確には44年たっているということですね。

(米山氏) 営業運転開始が1974年11月ですから、そうです。

(中西委員) そうですね。そうしますと、44年目に入る。それでもやはりうまく特定重大事
故対処はうまくいくということと違ってよろしゅうございますか。炉自体はまだ動いていく

ということを想定して。

(米山氏) 確かこのプラントは40年目の運転期間延長の認可が下りていると思いますので、そこで運転に対する保安の審査はされていると思います。

(中西委員) そうしますと、今回の許可は下りるとして、どれくらいを考えられているのでしょうか。あと10年ぐらいは大丈夫と。

(米山氏) 今回、造る設備自体はまだ造っておりませんが、これから詳細設計の認可を受けて、それから工事をしてやるわけでございますけれども、当該設備につきましても、必要なメンテナンス等を行っていきますので、この発電所の供用期間中は大丈夫だろうというふうに思います。

(中西委員) そうしますと、有効になる設備ができるのは、稼働してから50年ぐらいたってからということになりますね。

(米山氏) 今回の高浜1号のこの場合については、そういうことになると思います。

(中西委員) ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も諮問されておりますこのことについては、特に異見はございません。関連して、この参考資料1号を見せていただきましたので、意見と質問をさせていただきたいと思います。

特重施設ということで、こういう設備ができて、テロ対策、それからこれはテロ対策だけではなくて、冗長性といいますか、原子炉の核事故を防ぐためのそういう設備が加わったということで、非常に重要なことだと思えます。意見は規制庁さんに対する意見ではありませんで、国民向けの説明とか、あるいは産業界向けのことだと思ってください。

ただ、二つ、今後のことがあると思います。一つは、これにかかわらず、このハードを付けると何となく安心するのですけれども、自主的安全向上は、事業者はしっかりやらないといけないということを、一つ重要な意見として事業者さんの方には申し上げたい。

もう一つは、これは後で付けましたので、これは設計の問題といいますか。もう少し洗練された状態というのは、新しいプラント等を考えるときはあり得るなという感じがいたします。これはもう既に事業者さんは、そういうことは気が付いておられると思うのですが、これは一般向けの意見で、こういう特重設備ができて、非常に設備が厚くなったというのは、大変いいことだと思えます。

質問なのですけれども、3ページの42条の最初に「工場等」と書いてございまして、「工場」というのは割合珍しい用語なので、これは付度するところ、勝手に考えるところ、

発電所と書いていないのは、再処理工場みたいなものもあるからと、そんなふうに理解をしたのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

42条の最初の1行目、「工場等には特重施設を設けなければならない」と書いてありますね。「工場等」というのは何を意味しているのか。

(米山氏) ここで、「工場等」、「等」というのは、今、確認していますが、工場等外への放出というのは、敷地外への放出です。

(岡委員長) すみません、よく聞こえなかった、何ですか。

(米山氏) 「工場等」ということの基準上の定義は今、確認していますが、工場等外への放出というのは発電所の敷地の外にということです。

(岡委員長) 発電所の施設の外にという意味ですか。でも、敷地の中ではあるでしょう。

(米山氏) 敷地の外に。

(岡委員長) そうですか。場所は、セキュリティ上、余りうかがうことはできないのですけれども、100メートル離れていれば、どこでもいいのかと思ったのですけれども、そうでもないのですか。

(柏木氏) 原子力規制庁の柏木です。

「工場等」というのは、設置許可基準規則の方に定義がされておまして、発電用原子炉を設置する工場又は事業所、つまり「等」というのは、事業所も含むといったところです。

(岡委員長) 事業所を含む。

(柏木氏) はい。

(岡委員長) 当然、設備からいって、研究炉もいろいろなものがありますけれども、小さなものは、この特重の対象ではないのでしょうか。だから、何かどこかで定義、下位の法令か何かで定義されているというふうに理解してよろしいですか。

(柏木氏) 今回、我々が審査に用いた規則は、実用炉の位置、構造及び設備の基準規則に基づいて審査しておまして、その他の研究炉若しくはサイクル施設についてはそれぞれ、それぞれ専用の設置許可基準規則があります。

(岡委員長) 分かりました。私の誤解で、これは発電用施設の中の規則であると、そういうふうな理解ですね。分かりました。ありがとうございました。

先生方、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題2について説明をお願いします。

(林参事官) それでは、交代をお願いします。

それでは、議題2でございます。議題2は、九州電力川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可についての諮問でございます。これに関しましても、原子力規制庁から寒川安全規制調整官、菊川主任監視指導官、関根技術研究調査官の3名にお越しいただいておりますので、まず、御説明よろしく願いいたします。

(寒川氏) 原子力規制庁の寒川でございます。

私の方からは、資料2について説明させていただきます。

まず、資料2-1ですけれども、今回、九州電力の川内原子力発電所の設置変更許可に関する御意見聴取ということで、内容といたしましては、今回新たに設置するものではなくて、既に設置されております蓄電池の運用を変更するというものでございます。

これにつきましては、昨年、平成29年7月27日付けと11月9日付けで、一部補正がございましたが、それをもって九州電力から炉規法の43条の3の8第1項の規定に基づきまして、別添のとおり申請がございました。

審査の結果、同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められますので、43条の3の6第3項の規定に基づきまして、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する平和利用に関しまして、貴委員会の御意見を求めるものでございます。

別紙でございますが、ただいま申し上げました九州電力から提出された設置変更許可申請書に対する許可の基準への適合については、以下のとおりであるということで、先ほども申しましたように、本件は蓄電池の運用を変更するというのみでございまして、発電用原子炉の使用の目的を変更するものではないということと、使用済燃料につきましては、再処理等拠出金法に基づく使用済燃料再処理機構から受託した国内再処理事業者において再処理を行うことを原則としておりまして、再処理されるまでの間は、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないということ。

それから、海外において再処理が行われる場合には、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施するということと、それによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る。また、プルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないということでございます。

それで、上記以外の取扱いを必要とする場合が生じたときには、平成26年9月10日付けで許可を受けた記載、これはいずれにしましても、政府の確認を受けるとことが記載されておりますが、その方針に変更はないということを確認いたしましたので、平和の目的

以外に利用されるおそれがないものと判断してございます。

添付の資料でございますけれども、資料 2-2 に、変更の概要についてというところがございまして、めくっていただきますと、(4) の変更の理由でございますけれども、先ほど申しましたように、重大事故等に対処するための蓄電池の運用を変更するということで、(3) の変更の内容でございますけれども、許可の本文第 5 号の発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の記載を変更することとしています。

変更内容といたしましては、ここに蓄電池の容量についての記載がございますので、その記載を変更するということと、第 10 号の重大事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項、ここに、蓄電池の運用に関する手順が記載されておりますので、その記載を変更するというものでございます。

変更の中身につきまして、更に詳細には、参考で付けさせていただいております、九州電力の資料の抜粋なのですけれども、この下の 1. のところにありますように、事業者は、原子炉安全保護盤があるのですが、これについて、最新プラントの設計を踏まえまして、取替えを計画してございます。

下の図でいきますと、左が現状で、それを右側のように変えるということなのですが、安全保護系の計器ラックがありますが、これはデジタル制御なのですが、ロジック部というところに安全保護盤があるのですが、これは現状、アナログの制御でございまして。これを右側のようにデジタル制御の保護盤に変更するということで、それに伴いまして、電源容量が増加することになりまして、それに伴って蓄電池の負荷も増加しますので、設置許可基準の要求で、蓄電池は、24 時間の給電をしなければならないということが定められておりますので、そのために中央制御室とか隣接する継電器室で、簡単な操作で切り離せるものにつきましては、早目に切り離すという手順を追加することによって、蓄電池の 24 時間以上というものを確保するというものでございます。

設置許可基準では、中央制御室等の簡易な操作で切り離せるものにつきましては、それを前提といたしまして、24 時間もたすということでもよいということになっておりますので、それを適用するものでございます。

具体的には次のページで、表がございまして、現状、25 時間もつのですけれども、デジタル化して、新しくしますと、それが 22 時間になって 24 時間を切りますので、早目の簡易操作での切離しを行うことで、30 時間の持続を確保するというものでございます。

説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

これも方針変更はなく、平和利用という観点から問題ないということで、これはこのままで結構だと思います。

他方、質問させていただきたいのですけれども、このブルーの資料、それからその後の変更の理由が重大事故等に対処するための蓄電池の運用を変更するということですが、アナログをデジタル化するわけですね、この原子炉の安全保護盤。

(寒川氏) はい。今後、そういう計画となっております。

(佐野委員) それは、アナログをデジタル化すると、重大事故の対応が改善されるのですか。私は、緊急時は、最終的には人間のアナログでやるようなイメージを抱いているのですが。事故への対応という観点から改善されるのですか。

(寒川氏) いろいろな考え方があるとは思いますが、いわゆる高度な対応をするとき等は、やはりデジタルの方が円滑な対応ができるとは思いますが、それと、一応、世の中の流れといたしましては、どこの発電所でもアナログからデジタル化への変更といえますか、それが進んでおります。

確かにおっしゃられるように、アナログの方が、シンプルで確実に操作できるという点では、メリットはございますけれども、デジタル化についても、我々一応、審査の中では、例えば不正アクセス等を防止する対策とか、そういうことも一応確認してございまして、デジタル化しても、十分大丈夫だということを確認した上での許認可を行っているところでございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

私も平和利用の観点から問題ないと思います。ただ、一つ教えていただきたいのは、これは、アナログをデジタルに変えたということで、実際に現地に行って確認はされたのでしょうか。

(寒川氏) 御説明が悪かったのかもしれませんが、今後、原子炉保護盤を、アナログからデジタルに変えるという計画はあるのですけれども、この申請の中身というのは、原子炉保護盤ではなくて、それに電気を供給しているバッテリーの運用を変えるという変更でございますので、そちらのデジタル化については、そちらの方の詳細の工事計画が出てきた段階

で審査するものと考えてございます。

(中西委員) 思いましたのは、アナログからデジタル化するために容量を変えるとかということは、どう考えても、例えば普通の工場ですと、今、トレンドであちこちされているというのは、普通の工場でもしているかもしれないですね。それは許可申請なのですか。届出制ではなくて、わざわざ許可ということと、重大事故がそれにつながるということは、すごく重々しく感じるのですが、それは発電所の工場長さんとかの判断で、届出とかというふうにはならないのですね。全てどこかを、蓄電池の容量を変えるとか、それだけの計画でも全部申請事項で、指示を待つということですか。

(寒川氏) 今、許可しております設置許可の本文の内容が変われば、基本的には、変更の申請が要ります。先ほども御説明させていただきましたけれども、資料2-2のところにもございますように、この本文の5号と10号に変更があったということで、ここには何が書かれているかといいますと、5号のところでは、蓄電池の容量についての記載がございますし、10号の方には、蓄電池の運用についての手順が書かれております。その内容が変更になりましたので、今回、変更許可申請が出てきたということでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も諮問されている平和利用関係は、コメントございません。

今、佐野先生からご質問のあったアナログの話は、私は勉強したこともあるので、勉強したところを紹介させていただきますと、アナログ制御というのは、コンデンサと抵抗を使って制御系を組んだようなものということです。昔、計算機には、アナコンって呼ばれていましたが、アナログ計算機、コンデンサと抵抗なんかを組み合わせ、計算させるのがあったのですが、私が学生の頃にあったのですが、それがのちに主流は、デジタル計算機になりました。そのデジタル計算機、デジタル技術を使った制御系に変わってきた。

これもいわゆる普通のコンピューターみたいなものですと、ソフトウェアの検証は大変です。バグがあったりすると、原子炉では困りますので、これも工夫されて、FPGAといって、フィールド・プログラマブル・ゲート・アレイといったと思いますけれども、そういうデバイスで、その場で論理が組めるようにというふうな改良は、その後なされてきたということです。その先、私、勉強していなくて知らないのですが、またその先あるのかもしれない。

いずれにしても、コンピューターの発達してもものすごく速くて、原子炉の方はずっと遅く

て、特にこの安全保護系は昔、造ったプラントでは、そこだけ保守的に昔のものを使うということで、アナログ制御にしていたのだと思うのですが、今はもう随分たちましたので、そこもデジタル、経験もあるからデジタルにしたいのだということだと理解しています。

今のようなデジタル制御のような技術は、私は講演してもらって本を書いたことがございまして、Advances in Light Water Reactor Technologies、というスプリングーの本に書いてありますし、それから、京大の名誉教授の吉川榮和先生が制御の本を、スプリングーから出しておりますが、それにも書いてありますので、そのほかにもあるかもしれませんが、この機会に御紹介させていただきます。

先生方、ほかにございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、議題3について、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは議題3、その他でございます。今後の会議の予定についてでございます。次回第7回の原子力委員会の開催につきましては、臨時会ということで、原子力利用に関する基本的考え方のフォローアップに関するヒアリングを行います。開催日時は通常の火曜日ではなくて、2月26日月曜日、1時半から3時半、中央合同庁舎8号館5階共用C会議室でございます。

議題につきましては、エネルギーシナリオについて、日本エネルギー経済研究所からのプレゼンテーションと、自主的安全性向上についてで、資源エネルギー庁、電気事業連合会、原子力安全推進協会からのプレゼンテーションの二つになってございます。

これは月曜日に臨時会ということになりますので、日程について御注意をお願いしたいということと、更に翌日は、定例会としまして、第8回の原子力委員会を開催予定でございます。これは27日火曜日の10時から12時まで、中央合同庁舎8号館5階共用C会議室で、議題につきましては、本日諮問のあった関西電力及び九州電力の原子力発の発電用原子炉の設置変更許可に関する答申と、原子力分野における人材育成の見解についてということをご予定してございます。こちら、通常と異なり朝の10時からの開催となりますので、御注意ください。

また、これらの議題につきまして何か変更、追加等がございますれば、またホームページ等で案内をいたしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(岡委員長) そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは、発言がないようですので、これで本日の委員会を終わります。
ありがとうございました。